

気をつけて! 禁止行為

ダメ。野外焼却。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2において、廃棄物の焼却(いわゆる野焼き)は原則禁止されています。

廃棄物を燃やした際に発生する煙や臭いによって、干している布団・洗濯物に汚れや臭いが付くなど、近所に迷惑を掛けるばかりではなく、火災の原因にもなりますので、絶対にやめましょう。目撃したときは、環境衛生課か最寄りの消防署へご連絡ください。

知らずにやっていませんか? 実録! 指導日記



庭の木が生えてきちゃって邪魔だから燃やしたんだ

近所の方は煙で迷惑していますよ。ごみ処理袋に入れて出すか、清掃センターに持ち込みましょう。



日立市



まわりの人だってやってるよ

Bさんだけでなく皆さん一人一人に指導しています。



日立市



暖をとるのにごみを燃やしたんだけど...

「廃棄物の焼却」に該当します。ストーブやヒーターをご利用ください。



日立市

在宅医療で出るごみについて

在宅医療で排出されるごみは取扱いに気を付けなければいけません。

- 注射針などの鋭利なものは、医療機関の指示に従ってください。
- 燃えるごみに分類される材質のプラスチック製容器や点滴バッグなど、医療機関から家庭で排出するよう指示のあったものは、「燃えるごみ」として出すことができます。
- 口にすることができる薬の入っていたビン、缶は「再生資源」へ。

出し方に困ったら必ず、環境衛生課またはかかりつけの医療機関へお問い合わせください。



不法投棄は禁止です!

不法投棄は重大な犯罪です!!

家庭から出る粗大ごみや家電製品などを道路や空き地に不法に投棄することは、歩行者や車の通行の妨げとなるなど、市民の方が大変迷惑します。

廃棄物をみだりに捨てることは、法律で禁止されています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。)

不法投棄した者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられまたは併科されます。

「少しならいいか」「他の人もやっているしいいよね」という安易な気持ちで、日立市の自然やきれいなまちを汚しています。不法投棄は絶対にやめましょう。



不法投棄についての連絡先

連絡先	電話番号
① 日立市清掃センター	0294-24-5353
② 日立市環境衛生課リサイクル推進室	0294-22-3111
③ 茨城県廃棄物対策課不法投棄対策室	0120-536-380
④ 茨城県北県民センター 環境・保安課	0294-80-3355
⑤ 日立警察署	0294-22-0110